

指定予定の特定都市河川及び特定都市河川流域

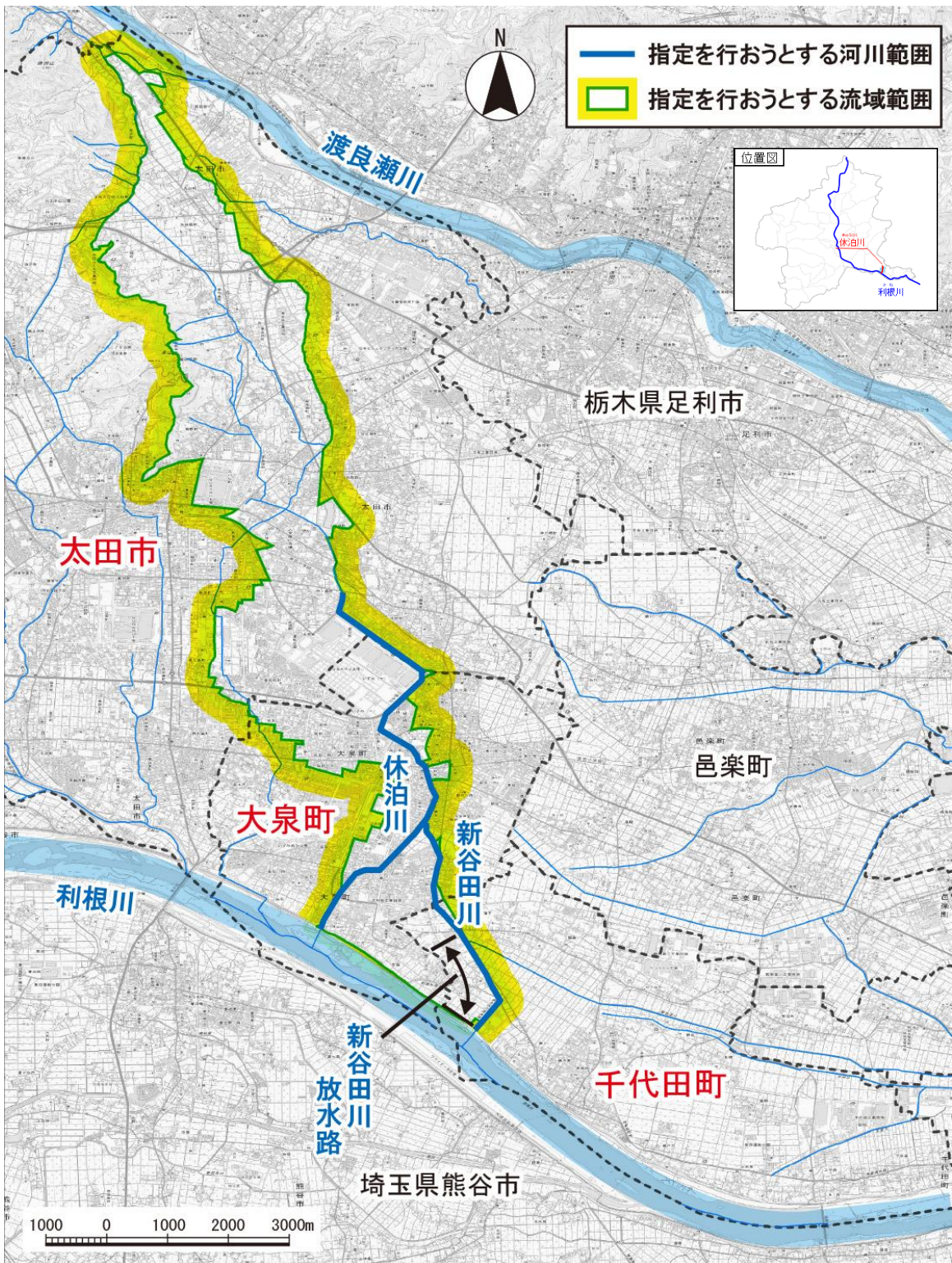


表 指定を行おうとする区間

| 河川名 | 区間 | |
|---------|--|--------------|
| | 上流端 | 下流端 |
| 休泊川 | 左岸 太田市大字内ヶ島字川向乙207番地先 右岸 太田市大字内ヶ島字川向乙216番の1地先 | 利根川への合流点 |
| 新谷田川 | 左岸 邑楽郡大泉町富士二丁目1694番の1地先 右岸 邑楽郡大泉町富士二丁目1692番の1地先 | 新谷田川放水路への分派点 |
| 新谷田川放水路 | 新谷田川からの分派点 | 利根川への合流点 |

流域治水及び特定都市河川浸水被害対策法の概要



流域治水のイメージ

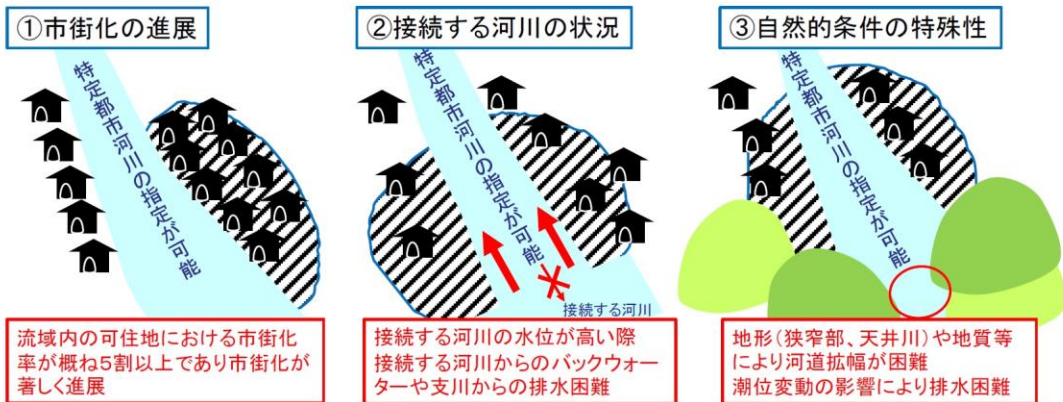
流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。

特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定するものです。

令和3年5月の法改正により特定都市河川の指定要件が緩和され、「②接続する河川の状況」又は「③自然的条件の特殊性」が追加されました。



指定候補河川のイメージ

国土交通省ホームページ URL : <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

◇ 流域内の次のような行為について群馬県の許可が必要になります ◇

特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されると、特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為（土地から流出する雨水量を増加させるおそれのある行為）にあたって群馬県知事の許可が必要となり、雨水貯留施設の設置等の対策工事が義務付けられます（行為面積1,000㎡以上が対象）。

<許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例>



引用：国土交通省ホームページ